

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法) に基づく特定非営利活動法人好望・恕
外部サービス利用型指定共同生活援助 運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人好望・恕(以下「事業者」という。)が設置するグループホーム月の丘(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の外部サービス利用型共同生活援助(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、外部サービス利用型指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場にたった適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。第5条第10項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下、この章において同じ。))において、入浴、排泄又は食事等の介護、相談、その他日常生活上の援助を適切に行うものとする。
- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年条令第15号)に定める内容のほか、関係法令等を遵守し、外部サービス利用型指定共同生活援助を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供にあたっては、利用者の負担により、事業者の従業者以外の者による家事等は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム月の丘
- (2) 所在地 岩手県盛岡市月が丘1丁目27番11号
- 2 住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 グループホームてとて
 - (2) 所在地 岩手県滝沢市土沢310番地124

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤・サービス管理責任者兼務)

管理者は、職員の管理、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている外部サービス利用型指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者1名(常勤・管理者兼務)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成する。
- (ウ) 共同生活援助計画原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面(以下「共同生活援助計画書」という。)を利用者及び指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付する。
- (エ) 共同生活援助計画書作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を6ヶ月に1回以上行い、少なくとも6ヶ月に1回以上、共同生活計画の見直しを行い必要に応じて共同生活援助計画書を変更する。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握する。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。
- (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 世話人4名(非常勤専従4名)

世話人は、食事の提供、日常生活上の相談について適切に支援、援助する。

(4) 事務員1名(常勤・生活支援員兼務)

事務員は、必要な事務を行う。

(5) 医師(嘱託医)1名以上

健康管理や日常生活の指導を行う。

(受託居宅介護サービスの提供)

第6条 事業所は、共同生活援助計画に基づき、事業者が委託契約を締結した指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、受託居宅介護支援事業所が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容を文書により報告させるものとする。
- 3 事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び式命令を行うものとする。
- 4 事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録するものとする。

(受託居宅介護サービス事業者)

第7条 受託居宅介護サービスに事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業者名 株式会社寿緑
- (2) 所在地 岩手県盛岡市中野1丁目30番25
- (3) 事業所名 ヘルパーステーション寿緑
- (4) 所在地 岩手県盛岡市中野1丁目30番25
- (5) 電話番号 080-3330-3001

(入居定員)

第8条 事業所の入居定員は12名とする。

- 2 第4条第1項及び第2項に規程する共同生活住居の定員は次のとおりとする。なお、入居者には、体験利用に係る利用者も含む。

- (1) グループホーム月の丘 6名
- (2) グループホームてとて 6名

(外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第9条 事業所において外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障がい者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障がい者（18歳未満の者を除く）

(外部サービス利用型指定共同生活援助の内容)

第10条 事業所で行う外部サービス利用型指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理等の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動の場等との連絡調整
- (8) 日常生活に必要な援助
- (9) 夜間における支援

- (10) 受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスの提供（入浴の介護又は清拭、排泄の介護、食事の介助の提供、身体介護に限る）
- (11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (10) に附帯するその他の必要な介護、訓練、支援、相談及び助言

（利用者から受領する費用の額等）

第11条 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法廷代理受領をおこなわない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第3項第1号の規定により算定された額の支払いを受けるものとする。この場合において、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については、前月分を毎月25日までに利用者から徴収し、利用契約書第14条、15条、16条の規定により利用契約を終了した日に清算し、翌月25日までに徴収するものとする。

(1) 家賃

グループホーム月の丘 月額35,000円から40,000円

グループホームてとて 月額25,000円から37,000円

(2) 水道光熱費等

共有の水道光熱費、日用品等 月額15,000円（実費精算差額は年度末にて調整）

(3) 食費

朝食250円、昼食250円、夕食500円とし、実食分を徴収するものとする。

(4) 電気料

各居室で使用した電気料は実費精算とする。

(5) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは実費負担とする。

(7) 個人の居室内、施設内外の備品等、破損した場合は修理可能については修理代金を実費負担とし、それ以外は同等価格のものを弁償するものとする。

(8) 退去時には居室の使用状況等によりクロス等張替えを要する場合は、実費請求とする。

(9) 共同生活援助計画に基づく受託居宅介護サービスをキャンセルした場合は、実費請求とする。

- 4 前項の費用に額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支払った利用者へ交付するものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第12条 利用者は、入居にあたっては、次に規程する内容に留意すること。

- (1) 利用者は秩序に従って、相互の親睦を図ること。
- (2) 職員の指示に従うこと。
- (3) 利用者が外出・外泊する場合には、事前に管理者に届け出ること。
- (4) 訪問者は管理者に届け出ること。

(5) その他、重要事項説明書のサービス利用に関する留意事項の内容。

(利用者負担額に係る管理)

第13条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用は除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、令第17条1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、利用者に係る障害福祉サービス事業者及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

5 夜間緊急連絡先を掲示するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、事前の前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告、若しくは文書その他

の物件の提出、若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第45号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者当等の同意を得るものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）相談窓口の設置、差別・虐待防止委員会の設置
- （3）成年後見制度の利用支援
- （4）苦情解決体制の整備
- （5）従業者に対する虐待の発生及び再発防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- （6）差別・虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- （7）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束の禁止）

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - （3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第20条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒の発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施

(業務継続計画の作成)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス型指定共同生活援助の提供を継続的に実施し、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の苦情のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修

採用後6ヶ月以内

- (2) 継続研修

年1回以上、研修予定表による。

- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 8月 8日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成30年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。